

特例控除額の上限

平成 27 年度以前 (平成 26 年 12 月 31 日以前に寄附した場合)	平成 28 年度以後 (平成 27 年 1 月 1 日以後に寄附した場合)
所得割額の 10%	所得割額の 20%